建筑形能相制について

地区 小字 存稿率 連路 連路 連路 連路 連路 連路 連路 連	建築形態規制について 建築形態規制							都	線	用	公	宅	都	都		そ
(大字湊) 新田谷戸、池田、一本松、 三本松、 戸条、大原条、 一向井条、上条、大原条、 一田尻、奈森、下条、川口 (大字手石の飛地) 州崎、ナ大原条 田尻の一部 (1109番地) 加 納 地 区 (一部) に湯 東 良 地 区 (一部) に湯 東 良 地 区 (一部) に湯 東條、殿田、西谷、向井條 (一部) に湯 東條、殿田、西谷、向井條 (一部) に湯 東條、殿田、西谷、向井條 (一部) に湯 東條、殿田、西谷、向井條 (一部) に湯 東條、殿田、西谷、向井條 (一部) で当時後の一部 (2309-1,-2,2311~2313番地) 子浦 地 区 (一部) 伊鈴浜、浜田、上河原		小字	容積率	١J	率算 定係	制	隣地高お制限	計 画 区 域 S49.8.2		地	共下水道処理区	造成規制区	園(街区公	園(都市緑	地 区	他 の 規 制
	(((((((((((((((((((((((((((((()(((()((()(()(()(())()()())())())())())))())) <th< td=""><td>(大字) 新田谷下、池田、一本松、 二本松、大原三、本松、大原田 一本松、大原田 一本松、大原田 一本松、大原田 一本松、大原田 一本人、 一本松、大原田 一本の飛地) 一本の飛地) 一本の飛地) 一本の飛地) 一本の飛りである。 一本のでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一な</td><td></td><td></td><td>0.6</td><td>1.5</td><td>31m+ 2.5</td><td>青野・一條・毛倉野・蛇石それぞれ一部を除く全ての</td><td>非線引</td><td>指定な</td><td>湊・手石・下賀茂それぞれ一部区</td><td>湊・青市の一</td><td>木記念公園 0.19ha 決50.2.28</td><td>伊豆亜熱帯公園 1.17ha 1.4.1.1</td><td>木 1.3ha 決定 ^{S49.8.2} 町告21</td><td>国立公園法文化財保護法農業委員会法都市計画法</td></th<>	(大字) 新田谷下、池田、一本松、 二本松、大原三、本松、大原田 一本松、大原田 一本松、大原田 一本松、大原田 一本松、大原田 一本人、 一本松、大原田 一本の飛地) 一本の飛地) 一本の飛地) 一本の飛地) 一本の飛りである。 一本のでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一なのでは、 一な			0.6	1.5	31m+ 2.5	青野・一條・毛倉野・蛇石それぞれ一部を除く全ての	非線引	指定な	湊・手石・下賀茂それぞれ一部区	湊・青市の一	木記念公園 0.19ha 決50.2.28	伊豆亜熱帯公園 1.17ha 1.4.1.1	木 1.3ha 決定 ^{S49.8.2} 町告21	国立公園法文化財保護法農業委員会法都市計画法

¹ 都市計画区域、宅地造成工事規制区域、国立公園区域、文化財保護法、公共下水道等の区域については担当課に電話等で確認して下さい。 2 当町は建築基準法第22条第1項の規定による区域には指定されておりません。